

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○種畜証明書の交付 (畜産振興課)	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	2
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (")	2
○都市計画事業の認可 (都市計画課)	2
◎建築士法による指定事務所登録機関の名称の変更の届出 (建築指導課)	2
公 告	
○土地改良区の設立認可の適否決定 (農業基盤課)	3
○土地改良区の役員の就退任 (")	3

告 示

高知県告示第310号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により次のとおり種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成25年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
11339683513	平25・4・10	彦星 (全和2011子高褐118)	牛	褐毛和種	平23・6・29	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

高知県告示第311号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

宿毛市	岡 本 捷 喜
〃	吉 村 敬 三
〃	弘 浦 正 養

(2) 加入区の名称

内外ノ浦加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成25年4月30日から同年5月14日まで

(2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合内外ノ浦支所

高知県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年4月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 船津野根

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡東洋町野根字東ツシカ石乙3240番21から 安芸郡東洋町野根字東ツシカ石乙3240番4まで	前	3.4 } 18.2	120
	後	10.0 } 22.6	

高知県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年4月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 坂瀬吉野

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡本山町坂本字井ノ本292番2から 長岡郡本山町坂本字井ノ本292番1まで	前	4.4 } 4.7	17
	後	6.9 } 7.1	

高知県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年4月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 秋丸佐賀

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町野地字大クボ719番2から 高岡郡四万十町野地字大クボ743番2まで	前	3.5 } 7.8	162
	後	7.2 } 18.4	

高知県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年4月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 秋丸佐賀

3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町野地字大クボ719番2から 高岡郡四万十町野地字大クボ743番2まで	162	平成25年4月30日

高知県告示第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 施行者の名称

香美市

2 都市計画事業の種類及び名称

高知広域都市計画道路事業（3・5・23号新町西町線）

3 事業施行期間

平成25年4月30日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

香美市土佐山田町字新町丸、土佐山田町秦山町一丁目、土佐山田町西本町二丁目及び土佐山田町西本町三丁目地内

(2) 使用の部分

香美市土佐山田町秦山町一丁目地内

高知県告示第317号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第2項の規定により、同法第26条の3第1項に規定する事務所登録等事務（以下「事務所登録等事務」という。）を行わせている指定事務所登録機関から名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 変更前及び変更後の指定事務所登録機関の名称
(変更前) 社団法人高知県建築士事務所協会
(変更後) 一般社団法人高知県建築士事務所協会
- 2 指定事務所登録機関の住所
高知市本町四丁目2番15号
- 3 事務所登録等事務を行う事務所の所在地
高知市本町四丁目2番15号
- 4 変更年月日
平成25年4月1日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、濱田精一ほか16名からの四万十市入田土地改良区の設立認可の申請は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
(1) 土地改良事業計画書の写し
(2) 定款の写し
- 2 縦覧期間
平成25年4月30日から同年5月29日まで
- 3 縦覧場所
四万十市役所
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、南国市東沢土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成25年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所	
(退任)			
理事	北村 和夫	南国市十市	84
"	土居 篤男	" "	311
"	土居 一水	" "	926
"	土居 寛	" "	1707
"	村田 陽勇	" "	2226
"	森尾 稔	" "	1891

"	山本 義幸	" "	2708
"	門田 佳久	" "	2998
"	鍋島 恒久	" "	4693
"	宮地 茂守	" 浜改田	2233
監事	土居 述美	" 十市	5651
"	松岡 毅	" "	939
"	宮崎 孝雄	" "	1721
(就任)			
理事	北村 和夫	南国市十市	84
"	土居 篤男	" "	311
"	土居 一水	" "	926
"	村田 陽勇	" "	2226
"	森尾 政義	" "	1657
"	森尾 稔	" "	1891
"	山本 義幸	" "	2708
"	門田 佳久	" "	2998
"	鍋島 恒久	" "	4693
"	八松 敬昌	" 浜改田	2240
監事	土居 述美	" 十市	5651
"	松岡 毅	" "	939
"	宮崎 孝雄	" "	1721